

阿賀野市告示第148号

地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）
第30条2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月28日

阿賀野市長 田中清善

1. 筆界案を作成した土地の所在及び地番

阿賀野市若葉町1474番4

阿賀野市下条字境塚1551番地

2. 筆界案を確認することができる場所

阿賀野市役所産業建設部建設課

3. 筆界案を確認することができる者

筆界案を作成した土地の所有者その他の利害関係人
及びこれらの者の代理人

4. 筆界案の作成者

阿賀野市

5. 意見の申出

令和3年9月29日から10月18日（土曜日及び日曜日を除く。）午前9時から午後5時の間、意見を申し出ることができる。

なお、この期間内に当該筆界案を確認することができる者から意見の申出がないときは、準則第30条4項の規定により筆界の調査を行う。